

「入間市職員定数条例の一部を改正する条例」の改正要旨

1 条例改正の目的

育児休業中の職員等を職員の定数外として取り扱うことができることとし、欠員代替を臨時職員ではなく正規職員で補うことで、安定的かつ効率的な組織体制の維持・充実を図るものです。

2 条例改正の内容

条例に次の内容を追加するものです。

(1) 定数外とすることができる職員

- ① 地方公務員の育児休業等に関する法律第2条第1項の規定により、育児休業をしている職員
- ② 地方自治法第252条の17第1項の規定により、他の地方公共団体に派遣し、又は他の地方公共団体から派遣されている職員（埼玉西部消防組合、瑞穂斎場組合等の派遣）
- ③ 地方公務員法第28条第2項の規定により、休職にされた職員

(2) 上記に掲げる職員が復職又は職務に復帰した場合、その日から起算して1年を超えない期間に限り、定数外とすることができるようにする。

3 施行日

令和2年4月1日から施行するものです。